

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）		
根拠条項	第4条第3項		
許認可等の種類	外国の建築士の免許を受けた者で二級建築士試験、木造建築士試験（法第4条2項による試験）を受けないで二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができる。		
法令の定め	<p>第4条</p> <p>3 外国の建築士の免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあつては国土交通大臣が、二級建築士木造建築士になろうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、前二項の試験を受けないで、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。</p>		
審査基準	<p>この条項の適用については、前例がない。</p> <p>二級・木造建築士試験は知事の試験とはいえ、資格そのものは全国で使えるものであり、試験の公正さを維持するため、現在全ての都道府県が（財）建築技術教育普及センターを試験機関に指定して（法第15条の6）、全国共通の試験を実施している。従って、本条項の、試験を受けずに免許を受けるような場合には、各都道府県で取り扱いが異なると、免許を受けるものが不公平になるので、全国で同一の取り扱いを決めなくてはならない。従って今後全国で協議して基準を作成する。</p>		
標準処理期間	総期間	日・（注：休日は含まない。）	
	経由期間	日・（	）
	協議期間	日・（	）
	処分期間	日・（建築指導課	）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）		
申請先等	同上		
問い合わせ先	同上		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第5条第2項
許認可等の種類	二級・木造建築士免許の登録
法令の定め	第5条 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。
審査基準	法の条文及び別添のとおり 法第7条（絶対的欠格事由） 法の条文のとおり 法第8条（相対的欠格事由） 法の条文及び別添基準（登録事務取扱要領）のとおり
標準処理期間	総期間 16日・（注：休日は含まない。） 経由期間 日・（ ） 協議期間 日・（ ） 処分期間 日・（（総合）振興局建設指導課）
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
申請先等	社団法人北海道建築士会（011-251-6076）
問い合わせ先	同上
備考	

別添

○ 欠格審査基準

1 士法第7条 絶対的欠格事由

次の者は、建築士として活動する基本的条件を欠いているものとして二級建築士及び木造建築士免許を与えない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 士法第10条第1項の規定により、免許取消し処分を受けてから2年を経過しない者

2 士法第8条 相対的欠格事由

免許の登録を拒否するときは、個々の場合によって決定しなければならないが、概ね次の基準による。

(1) 第1項第1号 禁固以上の刑に処せられた者

- (イ) 1年以内の刑に処せられた者については、その期間と同じ期間登録を拒否する。
- (ロ) 1年以上の刑に処せられた者については、2年間登録を拒否する。
- (ハ) 執行猶予の言い渡しを受けた者については、その1年（1年未満は1年とみなす）を2ヶ月として登録を拒否する。
- (ニ) 登録拒否期間の算出について
(イ)及び(ロ)については、刑の執行が満了した日より算出する。
(ハ)については、刑の確定年月日より算出する。
- (ホ) 登録を拒否するに至った刑以前の刑については関知しない。

(2) 第1項第2号 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して罰金の刑に処せられた者

- (イ) その多額の半分以上の刑に処せられた者については、6ヶ月間登録を拒否する。
- (ロ) その多額の半分に満たない刑に処せられた者については、3ヶ月間登録を拒否する。
- (ハ) 執行猶予の言い渡しを受けた者については、1ヶ月間登録を拒否する。
- (ニ) 登録拒否期間の算出について
(イ)～(ハ)の期間は、刑の確定年月日より算出する。

(3) 第1項第3号 第7条第3号に該当する者を除き、第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第9条
許認可等の種類	二級・木造建築士免許の取消
法令の定め	第9条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときは、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消さなければならない。第7条第2号に該当するに至ったとき、又は本人から免許の取消しの申請があつたときも同様とする。
審査基準	設定しない （理由） 法令に定め尽くされている。
標準処理期間	総期間 日・（ ） 経由機関 日・（ ） 協議機関 日・（ ） 処分機関 日・（ ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ （電話番号：011-204-5578）
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第10条の20
許認可等の種類	都道府県指定登録機関の指定
法令の定め	<p>（都道府県指定登録機関）</p> <p>第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。</p>
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であり、今後の処分もない見込みであるため</p>
標準処理期間	<p>総期間 日・（注：休日は含まない。）</p> <p>経由期間 日・（ ）</p> <p>協議期間 日・（ ）</p> <p>処分期間 日・（建築指導課 ）</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第15条第3号
許認可等の種類	二級・木造建築士の受験資格の認定
法令の定め	法15条第3号 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
審査基準	次のとおり 建築士法による知識及び技能を有すると認める者の決定を定めた件 （平成4年1月17日北海道告示第73号 別紙のとおり）
標準処理期間	総期間 24日・（注：休日は含まない。） 経由期間 日・（ ） 協議期間 日・（ ） 処分期間 日・（建築指導課 ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	

別紙

○建築士法による知識及び技能を有すると認める者の決定を定めた件

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の知事が同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者として次のとおり定めた。

なお、昭和44年北海道告示第1034号（二級建築士の受験資格の認定）は廃止する。

- (1) 別表第1（あ）欄に掲げる学校において同表（い）欄に掲げる学科の課程を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表（う）欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
- (2) 別表第二（あ）欄にかける学校を卒業した後、さらに職業訓練校、技能開発センター、身体障害者職業訓練校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）により知事の承認を受けて職業訓練を行う職業訓練施設又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号）による専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において同表（い）欄に掲げる訓練科の家庭で修業年限が道標（う）欄に掲げる年数以上のものを終了した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表（え）欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者
- (3) 旧国立工業教員要請書の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員要請書において建築学科の課程を修めて卒業した者又は土木工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の経験を有する者
- (4) 旧実業学校教員養成規程（大正4年文部省令第7号）による終業年限3年以上の官立実業学校教員養成所において、建築科の課程を修めて卒業した者又は土木課の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (5) 職業訓練大学において長期指導員訓練課程若しくは長期課程の建築科の課程又は長期課程の建築工学科の課程を修めて卒業した者
- (5) の2 職業訓練短期大学校において特別高等訓練課程、専門訓練課程若しくは専門課程の建築科の課程又は専門課程の建設科の課程を修めて卒業した者
- (6) 旧日本国有鉄道組織規程（昭和32年日本国有鉄道告示第1号）第48条の規程による中央鉄道学園において大学課程建築科の課程を修めて卒業した者
- (7) 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第17条の規程による防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (8) 別表第3（あ）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において同表（い）欄に掲げる学科の課程（同表（1）項（い）欄に掲げるものについては、知事が別表第4の認定基準に適合するものと認める課程に限る。）で修学年限が同表（う）欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表（え）欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者
- (9) 専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）又は実業学校教員検定ニ関スル規定（大正11年文部省令第4号）による建築科の検定に合格した者又はこれらの規程による土木科の検定に合格した後、建築に関して1年以上の実務経験を有する者
- (10) 文部大臣が旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科卒業若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学予科修了者と同等以上の学力があると認める者につき指定した当該学校において建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (11) 旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による建築科又は土木科の検定に合格した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (12) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業したことを入学失火印とする修業年限2年以上の学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (13) 小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限5年以上の学校、高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限4年以上の学校又は旧中学校令による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限1年以上の学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- (14) 小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限3年以上の学校又は高等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限2年以上の学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して5年以上の実務の経験を有する者
- (15) 小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限2年以上の学校又は高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限1年以上の学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して6年以上の実務の経験を有する者
- (16) その他知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

別表第1

(あ)	(い)	(う)
学校教育法による大学 又は旧大学令による大学	経営工学（建築に関するものに限る。）建築設備工学 構造工学 住居学 環境工学 環境設計学 建設工学	0
	経営工学（土木工学に係るものに限る。）都市工学 衛生工学 交通土木工学 建設基礎工学 衛生工学 交通土木工学 建設基礎工学 農業工学（4年制大 学に係るものに限る。）農林工学（4年制大学に係るものに限る。）農業土木 （4年制大学に係るものに限る。）農林土木（4年制大学に係るものに限 る。）社会工学	1

別表第2

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等 学校	建築 建築製図 ブロック建築 プレハブ建築 建設	3	1
		2	2
		1	3
学校教育法による中 学校	建築 建築製図 ブロック建築 プレハブ建築 建設	3	3
		2	4
		1	5

別表第3

	(あ)	(い)	(う)	(え)	
(1)	学校教育法によ る高等学校又は旧 中学校令による中 等学校	建 築	区 分 1	2	0
			区 分 2	2	1
			1	2	
		区 分 3	2	2	
		1	3		
		土木 工芸 家内工芸 木造工芸 工芸図案 工芸デザイン デザイン 工業 デザイン 産業デザイン 工業経営（建設及び機械に係るものに限る。）機械 造船 航空 農業工学 農林工学 農業土木 農林土木	2	2	
1	3				

別表第4

学 科	項 目	要 件
建築	区 分 1 専門科目に係る授業時間数 (1時間は、45分以上とす る。) 必修科目 実習実験（必修） 実験設備 専任教官の資格及び人数	1, 800時間以上のものであること 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第11条第3項に規定する知 識を習得するために必要な科目を網らしているものであること。 建築材料実験又は測量実習を行うものであること。 コンクリート、鉄材等に係る専用の材料実験装置を備えるものであるこ と。 次の各号の一に該当する者が5人以上置かれているものであること。 (1) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学を卒業した後、教 育等に関して5年以上の実務の経験を有する者 (2) 旧専門学校令による工業専門学校を卒業した後、教育等に関して5年 以上の実務の経験を有する者

	区分 2	専門科目に係る授業時間数（1時間は、45分以上とする。） 必修科目 実習実験（必修） 実験設備 専任教官の資格及び人数	1, 400時間以上のものであること 建築士法施行規則第13条第2項に規定する知識を修得するために必要な科目を網らしているものであること。 建築材料実験又は測量実習を行うものであること。 コンクリート、鉄材等に係る専用の材料実験装置を備えるものであること。 次の各号の一に該当する者が3人以上置かれているものであること。 (1) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学を卒業した後、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者 (2) 旧専門学校令による工業専門学校を卒業した後、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者 (3) 一級建築士であって、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者
	区分 3	専門科目に係る授業時間数（1時間は、45分以上とする。） 必修科目 実習実験（必修） 実験設備 専任教官の資格及び人数	1, 000時間以上のものであること。 建築士法施行規則第13条第2項に規定する知識を修得するために必要な科目を網らしているものであること。 建築材料実験又は測量実習を行うものであること 専用の材料実験装置が設置されていない場合は、大学校等の実験設備を借用できる等の措置が講じられているものであること。 次の各号の一に該当する者が2人以上置かれているものであること。 (1) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学を卒業した後、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者 (2) 旧専門学校令による工業専門学校を卒業した後、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者 (3) 一級建築士であって、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者
土木 工芸 家内工芸 木材工芸 工芸図案 工芸デザイン デザイン 工業デザイン 産業デザイン 工業経営(建設及び機械に係るものに限る。) 機械 造船 航空 農業土木 農林工学 農林土木 農林土木		専門科目に係る授業時間数（1時間は、45分以上とする。） 必修科目 実習実験(必修) 実験設備 専任教官の資格及び人数	1, 000時間以上のものであること。 構造学、構造力学及び材料学等の知識を修得するための科目を含んでいること。 材料実験又は測量実習を行うものであること。 専用の材料実験装置の設置されていない場合は、大学棟の実験設備を借用することができる等の措置が講じられているものであること。 次の各号の一に該当する者が2人以上置かれているものであること。 (1) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学を卒業した後、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者 (2) 旧専門学校令による工業専門学校を卒業した後、教育等に関して2年以上の実務の経験を有する者

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第15条の6
許認可等の種類	二級・木造建築士試験を実施する機関の指定
法令の定め	<p>法15条の6 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定試験機関」という）に、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 都道府県指定試験機関の指定は、二級建築士等試験事務を行おうとする者の申請により行う。</p>
審査基準	<p>昭和60年に北海道が（財）建築技術教育普及センターを試験機関に指定し、昭和61年から現在まで、このセンターが試験事務を行っている。二級・木造建築士試験は、知事の試験とはいえ、資格そのものは全国で使えるものであることから、試験の公正さを維持するため、全ての都道府県がこのセンターを指定しており、また一級建築士試験事務についても国土交通省がこのセンターを指定している。</p> <p>この指定試験機関については、当面変更することは考えられず、仮に指定機関を変更する場合でも、全国で足並みをそろえる必要があり、北海道単独である機関を指定することは、試験の公正さを維持するうえで適当ではない。</p> <p>従って、条項の審査基準を作成することは現在のところ必要ない。</p>
標準処理期間	<p>総期間 日・（注：休日は含まない。）</p> <p>経由期間 日・（ ）</p> <p>協議期間 日・（ ）</p> <p>処分期間 日・（建築指導課 ）</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ （電話番号：011-204-5578）
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第23条
許認可等の種類	建築士事務所の登録
法令の定め	法23条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは条例に基づく手続きの代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を行うことを業としようとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、この法律に定めるところにより、登録を受けなければならない。
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	総期間 16日・（注：休日は含まない。） 経由期間 日・（ ） 協議期間 日・（ ） 処分期間 日・（（総合）振興局建設指導課）
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
申請先等	社団法人北海道建築士事務所協会（011-231-3165）
問い合わせ先	同上
備考	

別紙

建築士法

(登録の拒否)

第23条の4 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 第7条第二号から第五号までのいずれかに該当する者
 - 三 第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消されたものが、法人である場合においては、その取消の日の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの。
 - 四 第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者
 - 五 営業に関し未成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 六 法人でその役員のうち第一号の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 七 建築士事務所について第24条第1項に規定する要件を欠く者
- 2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。
- 一 第8条各号のいずれかに該当する者
 - 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前号に該当するもの
 - 三 法人でその役員のうち第一号に該当する者のあるもの
- 3 都道府県知事は、前2項の規定より登録を拒否した場合には、遅滞なく、その「理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第23条の8
許認可等の種類	建築士事務所の登録の抹消
法令の定め	第二十三条の八 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。 一 前条の規定による届出があつたとき。 二 登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。 三 第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。 2 第二十三条の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。
審査基準	設定しない （理由） 法令に定め尽くされている。
標準処理期間	総期間 日・（ ） 経由機関 日・（ ） 協議機関 日・（ ） 処分機関 日・（ ）
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
申請先等	社団法人北海道建築士事務所協会(011-231-3165)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法（昭和25年法律第202号）
根拠条項	第26条の3第1項
許認可等の種類	指定事務所登録機関の指定
法令の定め	<p>（指定事務所登録機関の指定）</p> <p>第二十六条の三 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び第二十三条の九第三号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第二十六条の三第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務（第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	<p>設定しない （理由） 法令に定め尽くされている。</p>
標準処理期間	<p>総期間 40 日</p> <p>経由機関 日 ((総合)振興局・市町村)</p> <p>協議機関 日 (消防署)</p> <p>処分機関 日 (建築指導課)</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号：011-204-5578)
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	

(指定の基準)

第十条の五 国土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に関する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の一級建築士登録等事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 一級建築士登録等事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第十条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第十条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者